

鹿角市告示第47号

地方税法第416条第1項の規定による土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の場所及び期間について、次のとおり告示する。

平成30年3月30日

鹿角市長 児 玉 一

1. 場 所

鹿角市役所 税務課内

2. 期 間

平成30年4月2日（月） ～ 同年5月31日（木）